

鳥取県告示第10号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字砂原字奥谷71、72、字大峰108（次の図に示す部分に限る。）、字屋敷廻131、132、140、大字久原字久原谷185の1から185の4まで、197から203まで、205から208まで、210、大字小河内字中山766の1、767

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）